

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年10月28日(2021.10.28)

【公開番号】特開2021-58786(P2021-58786A)

【公開日】令和3年4月15日(2021.4.15)

【年通号数】公開・登録公報2021-018

【出願番号】特願2021-7678(P2021-7678)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月17日(2021.9.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を制御するための複数の電子部品が実装された主制御基板と、前記主制御基板を収納し透過性を有する第1収納部と、を有する主制御手段と、

前記第1収納部に貼付され第1の透過性を有する第1シールと、

前記第1収納部に貼付され前記第1の透過性よりも透過性が高い第2の透過性を有する第2シールと、

賞球を制御するための複数の電子部品が実装された賞球制御基板と、前記賞球基板を収納し透過性を有する第2収納部と、を有する賞球制御手段と、

前記第2収納部に貼付され前記第1の透過性とは異なる第3の透過性を有する第3シールと、を備え、

前記第1シールは、

固有情報が形成される所定の領域を有することにより前記第2の透過性よりも透過性が低く、

透過性が低い領域である複数の有色領域を有し、

前記複数の有色領域のうち第1の情報を記入可能な第1有色領域と前記第1有色領域とは異なる第2の情報を記入可能な第2有色領域との間で所定の文字が付されていない前記所定の領域において、前記第1収納部に収納されている前記主制御基板の電子部品を視認可能であり、

前記第1シール及び前記第3シールは、

前記電子部品が透視可能な透過性であると共に、それぞれの透過性が異なることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

[適用例1]

上記課題を解決するため、本願の適用例1の遊技機は、遊技を制御するための複数の電

子部品（電子部品 595）が実装された主制御基板（制御基板 501）と、前記主制御基板を収納し透過性を有する第1収納部（ケース部 1803）と、を有する主制御手段（主制御基板 300）と、前記第1収納部に貼付され第1の透過性を有する第1シール（シール部 1560）と、前記第1収納部に貼付され前記第1の透過性よりも透過性が高い第2の透過性を有する第2シール（シール部 1561）と、賞球を制御するための複数の電子部品（電子部品 595）が実装された賞球制御基板（制御基板 1811）と、前記賞球基板を収納し透過性を有する第2収納部（ケース部 1813）と、を有する賞球制御手段と、前記第2収納部に貼付され前記第1の透過性とは異なる第3の透過性を有する第3シール（シール部 1816）と、を備え、前記第1シールは、固有情報が形成される所定の領域（第1の領域 1814）を有することにより前記第2の透過性よりも透過性が低く、透過性が低い領域である複数の有色領域（有色領域 1575）を有し、前記複数の有色領域のうち第1の情報を記入可能な第1有色領域と前記第1有色領域とは異なる第2の情報を記入可能な第2有色領域との間で所定の文字が付されていない前記所定の領域において、前記第1収納部に収納されている前記主制御基板の電子部品を視認可能であり、前記第1シール及び前記第3シールは、前記電子部品が透視可能な透過性であると共に、それぞれの透過性が異なることを要旨とする。